

射撃教習に係る教習資格認定証の有効期間を定める規則

北海道公安委員会規則第7号

昭和55年11月20日

改正 平成4年2月28日公委規則第2号、21年12月4日第15号

射撃教習を受ける資格の認定証の有効期間を定める規則をここに公布する。

射撃教習に係る教習資格認定証の有効期間を定める規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第26条第2項の規定に基づき、北海道公安委員会及び方面公安委員会が行う射撃教習に係る教習資格認定証の有効期間は、当該認定証の交付を受けた日から起算して3月とする。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年11月21日から施行する。
- 2 技能検定又は射撃教習の用途に供する猟銃の所持の許可の有効期間を定める規則（昭和53年北海道公安委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則（平成4年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成21年公安委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。